平成２２年（フ）第１７８０号
堺市東区草尾117番地２、前住所堺市中区新家町568番地１　ヨシオカマンション401号
債務者　南野　宏美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２０号
堺市中区土師町１丁24番10号
債務者　中西　美和
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４０号
大阪府藤井寺市北條町14番10号
債務者　長手装飾こと　長手　貞春
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８８２号
大阪府藤井寺市北條町９番40号
債務者　奥田　俊也
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０２号
大阪府松原市丹南５丁目27番地の１　202号、前住所堺市美原区多治井254番地12
債務者　井上　元沙（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９０９号
堺市西区浜寺諏訪森町西２丁167番地７　アルス諏訪森３Ｄ号
債務者　東　由加里
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１２号
堺市東区丈六173番地２　辻本ビル303号
債務者　登尾　　博
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１３号
堺市東区日置荘西町５丁10番９号
債務者　小路　裕華（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９１９号
堺市南区高倉台４丁１番２―406号
債務者　一ノ瀬幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５１号
堺市中区深阪1234番地１　サニークレスト泉ヶ丘510号
債務者　寶田　敬子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６０号
大阪府富田林市桜ケ丘町２番55―804号
債務者　藤田　昌司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９６２号
堺市北区百舌鳥梅町３丁34番地８　パレスモズ302号
債務者　榎本マリア
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９１号
堺市堺区南陵町４丁４番６号
債務者　岡　　淑恵
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９２号
堺市美原区真福寺167番地５
債務者　門口運送こと　門口　浩司
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９３号
堺市美原区真福寺167番地５
債務者　門口しずえ
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
広島県三次市畠敷町959番地　柳アパート１号、前住所広島県三次市四拾貫町１番地56
債務者　小原真由美（旧姓實貞）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第３４２４号
福岡市東区三苫２丁目６番12号
債務者　尹　美也子
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで　福岡地方裁判所第４民事部